

肝臓機能障害の身体障害者認定に伴う
自立支援医療の支給について

○肝臓の機能障害の自立支援医療（育成医療・更生医療）の認定事務について	1
○肝臓の機能障害を自立支援医療に追加するために必要な改正について	3
○指定自立支援医療機関の指定について	4
○自立支援医療費の支給認定について	
・自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（抄）新旧対照表（案）	5
・自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（抄）新旧対照表（案）	9
○指定自立支援医療の指定について	
・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（抄）新旧対照表（案）	13

肝臓の機能障害の自立支援医療（育成医療・更生医療）の認定事務について

○肝臓の機能障害の施行前の自立支援医療の認定事務のスケジュール（案）

平成21年10月 指定自立支援医療機関の募集

11月 障害者自立支援法施行規則の公布、関係通知発出

12月 指定自立支援医療機関の内定

平成22年 2月 自立支援医療（育成医療・更生医療）の申請の受付開始

4月 自立支援医療の認定開始

※肝臓の機能障害の自立支援医療の施行準備のための事務手続について、次のような取扱を予定している。

○ 医師の意見書については、指定自立支援医療機関の指定を予定している医療機関において自立支援医療（育成医療・更生医療）を主として担当する予定の医師の作成する意見書・診断書に基づき、事務手続を進めても差し支えないが、自立支援医療を認定する前に、当該医療機関が指定自立支援医療機関として指定されたことを確認し、認定すること。

○ 自立支援医療（更生医療）の申請のための身体障害者手帳の写しについては、身体障害者手帳の申請の写しにより、事務手続を進めても差し支えないが、自立支援医療の認定する前に、受給者が身体障害者手帳の交付を受けた障害者であることを確認し、認定すること。

肝臓の機能障害を自立支援医療に追加するために
必要な改正について

○省令関係

障害者自立支援法施行規則

「肝臓」を加える

○告示関係

「障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支援認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの」

「肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）」を加える

○通知関係

◇自立支援医療費の支給認定について（平成十八年三月三日付け障発第0303002号障害保健福祉部長通知）の改正

- ・ 障害の対象に「肝臓」を加える
- ・ 内科的治療の対象に「肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法」を加える

◇指定自立支援医療機関の指定について（平成十八年三月三日付け障精発第0303005号精神・保健福祉課長通知）の改正

- ・ 肝臓の機能障害を担当する医療機関・医師の審査基準を加える

指定自立支援医療機関の指定について

更生医療・育成医療に肝臓の機能障害を加えることから、これらの医療を提供する指定自立支援医療の指定の審査基準を追加する

審査基準の考え方

○医療機関

肝臓移植術：診療報酬の施設基準を満たす施設

抗免疫療法：肝臓移植後の抗免疫療法の実績のある施設又は実績がある施設と連携体制のある施設

○担当する医師

肝臓移植術：生体部分肝移植術又は同種死体肝移植に関する臨床実績が3例以上

抗免疫療法：肝臓移植後の抗免疫療法の実績のある者又は十分な臨床実績がある者と連携できる者

(参考)

「特掲診療の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」平成20年3月5日付け保医発第0305003号厚生労働省保険局医療課長通知より、関係部分を抜粋

生体部分肝移植術に関する施設基準

- (1) 肝切除術が年間20例以上あること、又は小児科及び小児外科の病床数が合わせて100床以上の保険医療機関については肝切除術及び先天性胆道閉鎖症手術が合わせて年間10例以上あること。
- (2) 当該手術を担当する診療科の常勤医師数が5名以上配置されており、このうち少なくとも1名は臓器移植の経験を有していること。
- (3) 生体部分肝移植術の実施に当たり、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本移植学会「肝移植ガイドライン」及び日本肝移植研究会「生体肝提供手術に関する指針」を遵守していること。

同種死体肝移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること。

○自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

別添2 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（抄） 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（育成医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。 2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。 3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。 4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。 5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「世帯」という。 <p>第2 自立支援医療（育成医療）の対象</p> <p>自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする</p>	<p style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（育成医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。 2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。 3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。 4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。 5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「世帯」という。 <p>第2 自立支援医療（育成医療）の対象</p> <p>自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする</p>

こと。

- 1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の13で定めるものであること。
 - (1) 視覚障害によるもの
 - (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
 - (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
 - (4) 肢体不自由によるもの
 - (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
 - (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（(5)に掲げるものを除く。）
 - (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの
- 2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。
- 3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護

こと。

- 1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の13で定めるものであること。
 - (1) 視覚障害によるもの
 - (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
 - (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
 - (4) 肢体不自由によるもの
 - (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害によるもの
 - (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（(5)に掲げるものを除く。）
 - (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの
- 2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法及び心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。
- 3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
 - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の

(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(6) 移送 (医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。)

以下 (略)

看護

(6) 移送 (医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。)

以下 (略)

○自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

別添3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（抄） 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）についての事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。 2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。 3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。 4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。 5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「「世帯」」という。 <p>第2 自立支援医療（更生医療）の対象</p> <p>自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の14で定めるものであること。 	<p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）についての事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。 3 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。 3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。 4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。 5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「「世帯」」という。 <p>第2 自立支援医療（更生医療）の対象</p> <p>自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の14で定めるものであること。

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、**小腸又は肝臓**の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

- 3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。
- (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、**小腸**の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法**及び**心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

- 3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。
- (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他

- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

以下（略）

の看護

- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

以下（略）

○指定自立支援医療の指定について（平成18年3月3日付け障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神障害保健課長通知）
別添 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（抄） 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領</p> <p>第1 指定（変更）事務</p> <p>1 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により作成の上、医療機関の所在地の都道府県知事（指定都市、中核市にあっては市長。以下同じ。）へ提出させること。審査結果に基づく指定に関する通知は、別紙様式2により速やかに申請者へ通知すること。</p> <p>なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。</p> <p>2 申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務については一括して行うこと。</p> <p>なお、申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行うこと。</p> <p>3 育成医療又は更生医療において担当する医療の種類を変更しようとする者（例えば、整形外科に関する医療を形成外科に関する医療に変更しようとする者）からの申請書は、別紙様式1により作成し医療機関の所在地の都道府県知事へ提出させること。</p>	<p style="text-align: center;">指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領</p> <p>第1 指定（変更）事務</p> <p>1 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により作成の上、医療機関の所在地の都道府県知事（指定都市、中核市にあっては市長。以下同じ。）へ提出させること。審査結果に基づく指定に関する通知は、別紙様式2により速やかに申請者へ通知すること。</p> <p>なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。</p> <p>2 申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務については一括して行うこと。</p> <p>なお、申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行うこと。</p> <p>3 育成医療又は更生医療において担当する医療の種類を変更しようとする者（例えば、整形外科に関する医療を形成外科に関する医療に変更しようとする者）からの申請書は、別紙様式1により作成し医療機関の所在地の都道府県知事へ提出させること。</p>

4 指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更等があった場合には、法第64条の規定により届け出るよう指導し、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を確認すること。なお、指定自立支援医療を主として担当する医師等の変更の届け出に当たっては、申請書の添付書類に準じた書類を提出させることとする。また、確認した結果が不相当と認められるときは、他の医師、歯科医師又は薬剤師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、法第68条の規定に基づく指定の取消しを検討すること。

第2 指定（変更）審査

指定（変更）審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、

4 指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更等があった場合には、法第64条の規定により届け出るよう指導し、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を確認すること。なお、指定自立支援医療を主として担当する医師等の変更の届け出に当たっては、申請書の添付書類に準じた書類を提出させることとする。また、確認した結果が不相当と認められるときは、他の医師、歯科医師又は薬剤師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、法第68条の規定に基づく指定の取消しを検討すること。

第2 指定（変更）審査

指定（変更）審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、

心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

- (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあっては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

- (4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

- (7) 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理

心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

- (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあっては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

- (4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

- (5) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

- (6) 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理

薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

(2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を

薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

(2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を

指すものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、**肝臓移植**及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する

指すものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに
関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

カ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに
関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。